

## 「まっしろそん」参加規約

この参加規約(以下「本規約」という。)は、長野県観光機構が開催する「まっしろそん」(以下「本プログラム」という。)へ参加するに際して、遵守すべき事項を定めるものである。本プログラムに参加することにより、本規約に同意したものとみなす。

### 1. プログラム概要

本プログラムは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出することで、松代の観光をアップデートすることを目的とする。

- ・日程: 令和3年12月4日(土)～12月 5 日(日)
- ・場所: 長野県長野市松代町
- ・参加費: 無料(ただし、会場への交通費や期間中の食費、お土産代等は参加者の負担となります。)
- ・参加人数: 20 名限定

### 2. 応募条件・方法

本プログラムへの参加は、次の条件のすべてを満たす方。(本プログラムに参加される方、以下「参加者」という。)お申し込みは主催者指定の申込書にて行うこと。

- ・全日程に参加可能であること。
- ・本規約に同意いただける方。
- ・大学、企業に在籍の方などで、在住の地域は不問。

### 3. 成果物の帰属及び利用

#### (1) 成果物

本プログラムにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、写真、音声その他一切の成果物(以下「成果物」という。)に関する著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利その他の権利を含む)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとする。以下「知的財産権」という。)その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属する。

#### (2) アイデア

本プログラムにおいて参加者が提供したアイデアは、そのアイデアを提供した参加者から申出および参加者による権利化がなされない限り、共有財産(パブリックドメイン)として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができる。

### 4. 広報

主催者は、本プログラムにおける活動の様子やアイデアをウェブサイトやチラシ、パンフレット等の宣伝物に掲載する等、公開することができる。

### 5. 免責事項

- (1) 本プログラムに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはならない。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこの限りではない。
- (2) 本プログラム中の健康管理は参加者自らで行うこと。参加者は十分な睡眠及び休憩を取るよう留意し、本イベント中に体調の不調を感じた場合は直ちに参加を中止するなど適宜の措置を行うこと。

### 6. その他

本規約に定めのない事項ならびに本規約および本プログラムに関して疑義がある場合には、主催者の決定をもって最終判断とする。